

8月報道資料

八千代市

1. 件名

印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画が登録されました
～千葉市役所で登録証伝達式を行います～

2. 内容（目的、日時、場所、特徴等）

千葉市、佐倉市、八千代市の3市は、国土交通省で実施している「かわまちづくり支援制度」に、3市連名の計画として「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」を登録申請し、令和5年8月10日付けで登録されました。

このたび、国土交通省から千葉市長、佐倉市長、八千代市長の3市長がかわまちづくり計画の登録証の手交を受ける伝達式を以下のとおり行います。

【登録証伝達式】

(1) 日時 令和5年8月24日（木）午後3時30分から20分程度

(2) 場所 千葉市役所高層棟4階 幹部会議室

(3) 出席者（敬称略）

千葉市長 神谷 俊一

佐倉市長 西田 三十五

八千代市長 服部 友則

国土交通省関東地方整備局地域河川調整官 堀内 輝亮

千葉県県土整備部河川環境課長 前田 尚志

(4) 内容

登録証伝達・写真撮影、挨拶

(5) 取材について

取材を希望される場合は、別紙1のとおり8月22日（火）午後4時までに関東地方整備局地域河川課へ事前登録をお願いいたします。

3. 添付資料

- ・千葉市・佐倉市・八千代市 3市記者発表資料
- ・別紙1 事前登録について
- ・国土交通省報道資料（抜粋）

4. 主催・共催者名

八千代市、千葉市、佐倉市

5. 問い合わせ先（住所、電話、担当課等）

八千代市企画部企画経営課 住所：八千代市大和田新田312-5

電話：047-421-6701（直通）



令和5年8月21日
千葉市
佐倉市
八千代市

印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画が登録されました ～千葉市役所で登録証伝達式を行います～

千葉市、佐倉市、八千代市の3市は、国土交通省で実施している「かわまちづくり支援制度」に、3市連名の計画として「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」を登録申請し、令和5年8月10日付で登録されました。

このたび、国土交通省から千葉市長、佐倉市長、八千代市長の3市長がかわまちづくり計画の登録証の手交を受ける伝達式を行いますので、お知らせします。

1 印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画について

(1) 対象河川

一級河川 利根川水系印旛沼、印旛放水路【千葉県管理河川】

(2) 推進主体

千葉市、佐倉市、八千代市

(3) 概要

印旛沼流域の市町では、平成27年3月に「印旛沼流域かわまちづくり計画」を策定し、主に印旛沼湖畔を中心に水辺の拠点整備と周辺の自然環境、歴史文化等の地域資源のネットワーク化により、地域の回遊性を高め、印旛沼流域の総合的な利活用の拡大を進めてきたところです。

今回申請した「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」は、さらにこの取り組みを広域に拡大させ、水辺活用による賑わいの創出を図るため、花島公園周辺（千葉市）、佐倉ふるさと広場周辺（佐倉市）、県立八千代広域公園周辺（八千代市）において水辺拠点を整備し、拠点をネットワークでつないだ広域的イベントの開催などにより、印旛沼から東京湾にかけての水辺ネットワークをさらに充実させていくことを目的として、千葉市、佐倉市、八千代市の3市が共同で策定したものです。

(4) 施策の内容

3カ所の水辺拠点においては、河川管理者（千葉県）が計画の推進に必要な親水護岸を整備するとともに、各市が親水施設や休憩機能、サイクリング関連施設（駐輪施設、案内看板等）を整備し、民間団体や企業と連携を図りながら、水辺を活用したアクティビティや3市エリアに跨る広域的イベントの開催、沿川エリアの活動や魅力の情報発信の強化に取り組み、流域全体の水辺の利活用を推進します。

ア 推進主体（各市）

- ・ハード施策 駐車場整備、案内看板の設置 等
- ・ソフト施策 関係イベントの開催、カヤックなど水辺のアクティビティでの利用等

イ 河川管理者（千葉県）

- ・ハード施策 親水護岸整備 等
- ・ソフト施策 都市・地域再生等利用区域の指定等の支援 等

※かわまちづくり支援制度の詳細は下記ホームページをご参照ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>



2 登録証伝達式

(1) 日時

令和5年8月24日（木）15：30から20分程度

(2) 場所

千葉市役所高層棟4階 幹部会議室

(3) 出席者

千葉市長、佐倉市長、八千代市長、関東地方整備局河川部地域河川調整官、千葉県県土整備部河川環境課長

(4) 次第

- ア 開会
- イ 登録証伝達・写真撮影
- ウ 挨拶
- エ 閉会

(5) 取材について

取材を希望される報道機関の方は、別紙1のとおり8月22日（火）16：00までに事前登録をお願い致します。

※登録証伝達式終了後、各市の局部長等が取材に応じます。

問い合わせ先

【登録証伝達式に関すること】

千葉市都市局都市政策課

電話043-245-5332

佐倉市企画政策部企画政策課

電話043-484-6017

八千代市企画部企画経営課

電話047-421-6701

【取材の事前登録に関すること】

国土交通省関東地方整備局河川部地域河川課

電話048-601-3151（代表）

事前登録について

令和5年8月24日（木）の「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり」登録証伝達式につきまして、取材を希望される報道機関におかれましては、以下のとおり、事前にメールにて登録をお願い致します。

事前登録受付〆切：令和5年8月22日（火）16：00まで

件名：印旛沼・印旛放水路かわまちづくり

本文：①代表者氏名（ふりがな）

②所属先

③連絡先（電話番号、メールアドレス）

④人数（代表者含む）

⑤車の台数（※車でお越しの場合）

送付先：関東地方整備局 河川部 地域河川課

ktr-83-chikawa@gxb.mlit.go.jp

令和 5 年 8 月 10 日

水管理・国土保全局河川環境課



かわまち

新たな『水辺を活かしたまちづくり』が始動

～全国12か所の「かわまちづくり」計画を新規登録！～

国土交通省では、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取組“かわまちづくり”を推進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、市町村等からの申請に基づき計画の登録を行い、ハード・ソフト両面から支援を行っています。

本日、市町村等から新たに申請のあった12か所の「かわまちづくり」計画を登録(別紙①～③参照)し、合計で264か所となりました。

この取組に対し、国土交通省では、親水護岸などのハード整備のほか、河川空間へのオープンカフェなどの設置をはじめとした、地域のニーズに応じて河川空間の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定を行うなどのソフト対策の支援を実施します。

《 かわまちづくり 》

“かわまちづくり”とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

《 「かわまちづくり」支援制度の活用事例(過去の採択事例) 》

名取川(宮城県名取市)



関上地区かわまちづくり

道頓堀川(大阪府大阪市)



大阪市かわまちづくり

添付資料

- | | |
|-----|----------------|
| 別紙① | 新規登録箇所一覧 |
| 別紙② | 新規登録箇所図 |
| 別紙③ | 各計画の概要 |
| 参考 | かわまちづくり支援制度の概要 |

問い合わせ先:

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
企画専門官 林 利行(内線35-432)
係長 服部 啓太(内線35-433)
代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8447

全国の取組は以下のウェブサイトでも確認いただけます。

《 かわまちづくりWEB: <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/> 》

令和5年度「かわまちづくり」計画の新規登録箇所一覧

別紙①

所管窓口 (整備局名)	登録箇所名	推進主体 (申請者)	事業実施箇所					備考
			都道府県	市区町村	水系名	河川名	河川管理者	
北海道開発局	あさひかわえきしゅうへん 旭川駅周辺かわまちづくり	あさひかわし 旭川市	ほっかいどう 北海道	あさひかわし 旭川市	いしかりがわ 石狩川	ちゅうべつがわ うしゅうべつがわ 忠別川、牛朱別川	国土交通省北海道開発局旭川開発建設部	別紙③-1
北海道開発局	みなみふらのちよう 南富良野町かわまちづくり	みなみふらのちよう 南富良野町	ほっかいどう 北海道	そらちくん みなみふらのちよう 空知郡南富良野町	いしかりがわ 石狩川	そらちがわ 空知川	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部	別紙③-2
東北地方整備局	なとり がわふじつか、ちく 名取川藤塚地区かわまちづくり	せんざいし 仙台市	みやぎけん 宮城県	せんざいし 仙台市	なとり がわ 名取川	なとりがわ 名取川	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	別紙③-3
東北地方整備局	おおさとちよう 大郷町かわまちづくり	おおさとちよう 大郷町・ おおさとちよう 大郷町かわまちづくり協議会	みやぎけん 宮城県	おおさとちよう 大郷町	なるせがわ 鳴瀬川	よしだ がわ 吉田川	国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所	別紙③-4
関東地方整備局	かつしかなかかわ 葛飾中川かわまちづくり	かつしかく 葛飾区 なかかわ 中川かわまちづくり協議会	とうきょうと 東京都	かつしかく 葛飾区	とね がわ 利根川	なかかわ 中川	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	別紙③-5
関東地方整備局	いんぼぬま いんぼ、ほうすいる 印旛沼・印旛放水路かわまちづくり	ちば きくらし やちよし 千葉市、佐倉市、八千代市	ちば けん 千葉県	ちば し きくらし やちよし 千葉市、佐倉市、八千代市	いち とね (一)利根川水系	いんぼぬま いんぼ、ほうすいる 印旛沼、印旛放水路	千葉県	別紙③-6
中部地方整備局	たまき ちよう 玉城町かわまちづくり	たまき ちよう 玉城町	みえ けん 三重県	たまきちよう 玉城町	みやがわ 宮川水系	みやがわ 宮川	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所	別紙③-7
近畿地方整備局	よどがわ かせんじき ひらかた 淀川河川敷枚方エリアかわまちづくり	ひらかたし 枚方市	おおさかふ 大阪府	ひらかたし 枚方市	よどがわ 淀川	よどがわ 淀川	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	別紙③-8
近畿地方整備局	やわたし 八幡市かわまちづくり	やわたし 八幡市	きょうとふ 京都府	やわたし 八幡市	よどがわ 淀川	うじがわ きづがわ 宇治川、木津川	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	別紙③-9
近畿地方整備局	ふしみ ちく 伏見地区かわまちづくり	「川のみなとオアシス 水のまち京都・ 伏見」運営・まちづくり協議会	きょうとふ 京都府	きょうとふ ふしみく 京都市伏見区	よどがわ 淀川	うじがわ 宇治川	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	別紙③-10
近畿地方整備局	いちほりがわ 市堀川かわまちづくり	わかやま し 和歌山市	わかやまけん 和歌山県	わかやま し 和歌山市	き がわ 紀の川	いちほりがわ 市堀川	和歌山県	別紙③-11
近畿地方整備局	ひだか がわ 日高川かわまちづくり	ごぼうし 御坊市 ひだか がわ 日高川かわまちづくり協議会	わかやまけん 和歌山県	ごぼうし し 御坊市	ひだか がわ 日高川	ひだか がわ 日高川	和歌山県	別紙③-12

「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり」

別紙③-6

(千葉県千葉市、佐倉市、八千代市)

対象河川：一級河川 利根川水系印旛沼、印旛放水路【県管理河川】

市町村名：千葉県千葉市、佐倉市、八千代市

推進主体：千葉県千葉市、佐倉市、八千代市



位置図

1. 概要

印旛沼流域では、恵みの沼の再生を目指して、『印旛沼流域水循環健全化計画』を策定し、あらゆる関係者の連携により、水質改善や自然環境の再生、親水性の向上などに向け、さまざまな取組を推進しています。親水性の向上に向けた取組としては、平成27年3月(第1回変更平成29年3月、第2回変更平成31年3月)に『印旛沼流域かわまちづくり計画』を策定し、特に印旛沼湖畔を中心に、水辺の拠点とミニ拠点(一里塚)のハード整備を進め、拠点と周辺其自然環境、歴史文化等の地域資源をサイクリングロードや水運などのネットワークで結んでいくことで、地域の周遊性を高め、総合的な印旛沼の水辺利活用の拡大を進めました。

本計画では、さらにこの取組を広域に拡大させ、水辺活用による賑わいの創出を図るため、印旛沼から印旛放水路にかけて、千葉市花島公園、佐倉市ふるさと広場及び八千代市県立八千代広域公園において水辺拠点整備を実施し、拠点をネットワークでつないだ広域的イベントの開催などにより、印旛沼から東京湾にかけての水辺ネットワークをさらに充実させていくことを目指します。

千葉県では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

河川管理者(千葉県):親水護岸整備 等 推進主体(関係市):駐車場整備、案内看板の設置 等

3. ソフト施策の内容

河川管理者(千葉県):都市・地域再生等利用区域の指定等の支援 等

推進主体(関係市):関係イベントの開催 カヤックなど水辺のアクティビティでの利用 等

ハード施策実施予定箇所

佐倉市 西印旛沼水辺拠点

八千代市 新川水辺拠点

千葉市 花見川水辺拠点

佐倉ふるさと広場周辺において、水辺遊歩道及びデッキの整備を行い、水辺を楽しむ親水空間を創出する。

周囲に図書館や総合運動公園などが配置された公園空間において、水辺への親水性を高めることで魅力向上を図る。

カヤックなど水上アクティビティの推進が図られるよう、公園と一体となった親水空間を創出する。

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。(令和5年8月時点:264地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
(道頓堀川/大阪市)



オープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者の参加
(信濃川/新潟市)



賑わい拠点の整備
(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)



親水護岸の利用
(新町川/徳島市)